

○北信保健衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(平成 13 年 3 月 30 日 条例第 1 号)

改正 平成 16 年 12 月 28 日 条例第 3 号

平成 17 年 4 月 1 日 条例第 2 号

平成 17 年 9 月 30 日 条例第 3 号

平成 31 年 2 月 27 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 8 項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 7 項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、組合長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第 2 条 報告書の公衆への縦覧及び意見書提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち、焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(報告書の縦覧の告示)

第 3 条 組合長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設的能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 報告書を縦覧に供する場所及び期間
- (8) 意見書の提出先及び提出期限その他意見書の提出に必要な事項

(報告書の縦覧場所及び期間)

第 4 条 前条第 7 号に規定する報告書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とし、縦

覧に供する期間は、告示の日から起算して1月間とする。

(1) 北信保健衛生施設組合事務局（第12条において「事務局」という。）及び北信保健衛生施設組合東山クリーンセンター

(2) 北信保健衛生施設組合を組織する市町の事務所 次に掲げる一般廃棄物処理施設の区分に応じ、それぞれ次に掲げる場所

ア 第2条に規定する焼却施設 中野市役所、山ノ内町役場及び小布施町役場

イ 第2条に規定する最終処分場 中野市役所、山ノ内町役場、飯綱町役場及び小布施町役場

(3) その他組合長が必要と認める場所

（縦覧者の遵守義務）

第5条 第3条の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者は、組合長が定める手続その他の事項を遵守しなければならない。

2 組合長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を禁止し、又は停止することができる。

（意見書の提出等）

第6条 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条の告示の日から、同条の縦覧に供する期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に、組合長に対し、利害関係の内容、生活環境の保全上の見地からの意見等を記載した意見書を提出することができる。

2 組合長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、組合長が必要と認める場合に限り北信保健衛生施設組合生活環境意見審査会の意見を聴き、当該意見書に対する見解を当該意見書を提出した者に通知するものとする。

（生活環境意見審査会）

第7条 組合長の諮問に応じ、前条第1項に規定する意見書の内容について調査審議するため、北信保健衛生施設組合生活環境意見審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（組織）

第8条 審査会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから組合長が委嘱する。

（任期）

第9条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第10条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理す

る。

(会議)

第 11 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 12 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(環境影響評価法等との関係)

第 13 条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は長野県環境影響評価条例（平成 10 年長野県条例第 12 号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第 3 条、第 4 条及び第 6 条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町との協議)

第 14 条 組合長は、生活環境影響調査を実施した地域に第 4 条の規定により縦覧に供した市町の区域以外の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町の長に報告書の写しを送付し、当該報告書の縦覧及び意見書の提出手続の実施について、協議するものとする。

(補則)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。